

阪和記念病院 院内感染防止対策指針 (院内感染防止対策に関する取り組み事項) (抜粋)

阪和記念病院では院内感染防止策を講じるにあたり、以下の基本指針を基に組織全体として対策に取り組む。

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

医療施設は、医療行為を通して、また患者が生活の場を共有することを通しての患者・職員双方の感染伝播リスクが高い。そこで、1) 患者を交差感染から守ること、2) 医療従事者を業務上の感染から守ることを主眼とし、医療関連感染の発生を未然に防止すること、発生した感染症が拡大しないよう可及的速やかに、原因の特定、制圧、収束を図ることを基本的な指針とする。

本指針に沿った院内感染対策マニュアルを作成し、全職員が遵守できるように周知徹底・実践・評価・教育を組織的に実施していく。

2. 院内感染防止対策のための組織に関する基本的事項

「院内感染防止対策の基本指針」を実践し、かつ患者および来院者、医療従事者の感染からの保護、医療従事者の感染に対する知識と技術の向上、可能な限り費用対応効果を考慮の上、これらの目標を達成することを目的として、院内感染防止委員会、感染制御チームを設置する。なお、院長直下に感染対策室を設置し、院内感染管理者として、感染管理特定認定看護師を配置する。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染防止策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的として実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

CRE、VRE、VRSA、MDRP、MDRA、PRSP、MRSA、ESBLs 産生菌、その他の耐性菌、血液培養陽性例の発生状況の監視を行い、委員会で報告、把握に努める。

法令で定められた報告すべき疾患や、院内で対応困難な事態が発生した場合（アウトブレイクを含む）は保健所、もしくは感染対策向上加算地域連携施設に報告し、介入依頼する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

検査室は院内感染を来す可能性の高い細菌の検出があった場合、直ちに感染制御チーム（感染対策室および院内感染防止委員会委員長）、主治医、当該病棟に電話連絡をする。連絡を受けた感染制御チームは速やかに介入を行い初期対応や感染の拡大防止につとめる。

6. 感染症の発生状況の報告に関する指針

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に則り、規定される感染症患者を、所轄の保健所へ届け出を行う。

改訂日 令和 6年 4月22日